

## 第47号議案

### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第10章 雑則（第63条 - 第68条）  
第11章 罰則（第69条・第70条）」 を

「第10章 管理の特例（第63条）

第11章 雑則（第64条 - 第69条） に改める。

第12章 罰則（第70条・第71条）」

第5条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第30条第1項第6号中「第67条第1項」を「第68条第1項」に改める。

第51条第1項第5号中「第63条」を「第64条」に改める。

第52条中「第67条第1項」を「第68条第1項」に改める。

第70条第1号中「第63条第1項」を「第64条第1項」に改め、同条第2号中「第63条第2項」を「第64条第2項」に改め、同条を第71条とする。

第69条を第70条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第68条を第69条とし、第63条から第67条までを1条ずつ繰り下げる。

第10章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

#### 第10章 管理の特例

第63条 知事は、法第47条第1項の規定により、隠岐郡に所在する県営住宅等の管理（家賃及び入居者駐車場の使用料の決定並びに家賃、敷金、入居者駐車場の使用料その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を当該県営住宅等の所在する町に行わせることができる。

- 2 前項の規定により県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、第4条第1項中「知事」とあるのは「知事（第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあっては、当該町の長）」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

別表中

「	荘原団地		」
	上野団地	邑智郡美郷町	を
	都賀行団地		」

「 荘原団地 』に改める。」

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条第7号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の島根県営住宅条例第63条第1項に規定する県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理の全部又は一部を行うことに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。